

市川市地域見守り活動に関する協定書

〇〇〇（以下「甲」という。）と市川市（以下「乙」という。）とは、地域の住民の安否を見守る活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が日常業務において、市内に居住する住民（以下「住民」という。）の生命、身体に係る異変（以下「異変」という。）を発見した場合に、乙にその旨を通報し、甲から通報を受けた乙が適切な対応を行うことにより、住民の孤立死・孤独死等を未然に防止することを目的とする。

（対象地域）

第2条 この協定は、市内の全域をその対象区域とするものとする。

（通報）

第3条 甲は、住民の異変を発見した場合には、当該住民の氏名、住所及び異変に関する事項のうち開示可能なものについて、乙に通報するものとする。ただし、甲は、異変による住民の生命、身体等に係る危険が切迫していると思慮する場合には、乙への通報に先立ち、所轄の消防署又は警察署に通報するものとする。

2 甲は、前項の通報に要する費用を負担するものとする。

3 乙は、甲から第1項の通報を受けたときは、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

（公表）

第4条 乙は、この協定を締結した事業者として、甲の名称、住所、連絡先等を乙のウェブサイト等において公表することができる。ただし、甲が公表を希望しない旨を事前又は事後に乙に申し出た場合は、この限りでない。

（免責）

第5条 甲は、第3条第1項の通報を行ったこと又は行わなかったことについて、乙に対し、一切の責を負わないものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく地域住民の安否を見守る活動により知りえた秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲が第3条第1項の通報を行った場合に、甲を特定することができる事項を、甲の事前の了承を得ることなく第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、当該期間は、更に2年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙 市川市八幡1丁目1番1号

市川市

代表者 市長

Ⓜ